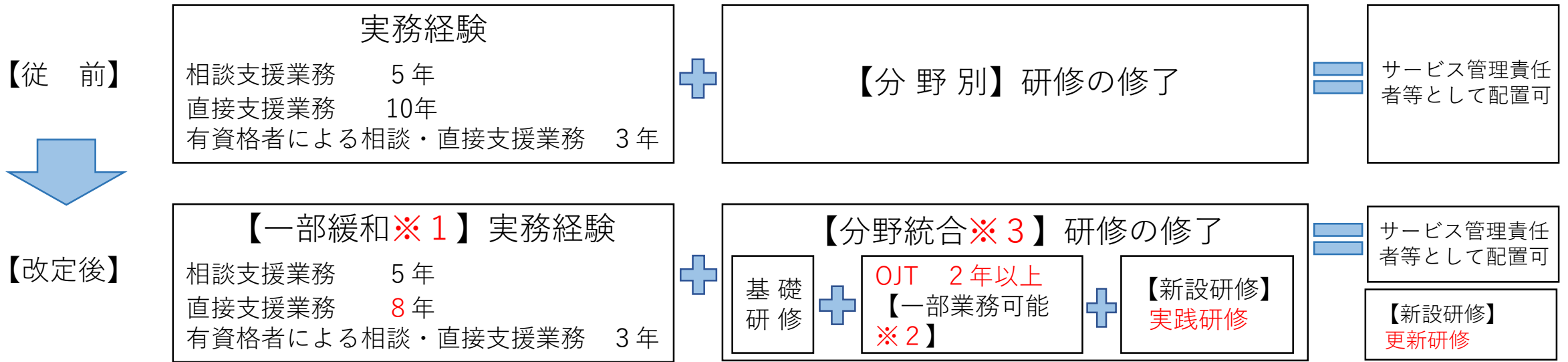


サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系等の見直し概要



見直しの内容（H31.4～）

【従前】

※1 実務要件の一部緩和

直接支援業務 10年

※2 配置時の取扱いの緩和

研修修了後にサービス管理責任者として配置可

※3 研修分野統合による緩和

- 各分野及び児童発達支援管理責任者別に研修を実施
- 修了した分野及び児童発達支援管理責任者のみに従事可

【改定後】

直接支援業務 8年

既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、基礎研修修了者を、2人目以降のサービス管理責任者等として配置可とするとともに、個別支援計画原案の作成を可とする。

- 全分野及び児童発達支援管理責任者のカリキュラムを統一し、共通カリキュラムとして実施
- 他分野に従事する際の再受講は必要なし

サービス管理責任者等の研修見直しに係る実務要件について

【従 前】

【改定後】

業 務	実務年数
相談支援業務	5年
直接支援業務	<u>10年</u>
有資格者による相談・直接支援業務	3年



業 務	実務年数
相談支援業務	5年
直接支援業務	<u>8年</u>
有資格者による相談・直接支援業務	3年

基礎研修受講要件

○サービス管理責任者等の実務要件が2年満たない段階から受講可能

- ・相談支援業務 3年以上
- ・直接支援業務 6年以上
- ・有資格者による相談・直接支援業務 1年以上

※ 基礎研修修了後、事業所等でOJTを2年以上行う必要があることから、事業所における人事等を計画的に行うこと。

実践研修受講要件

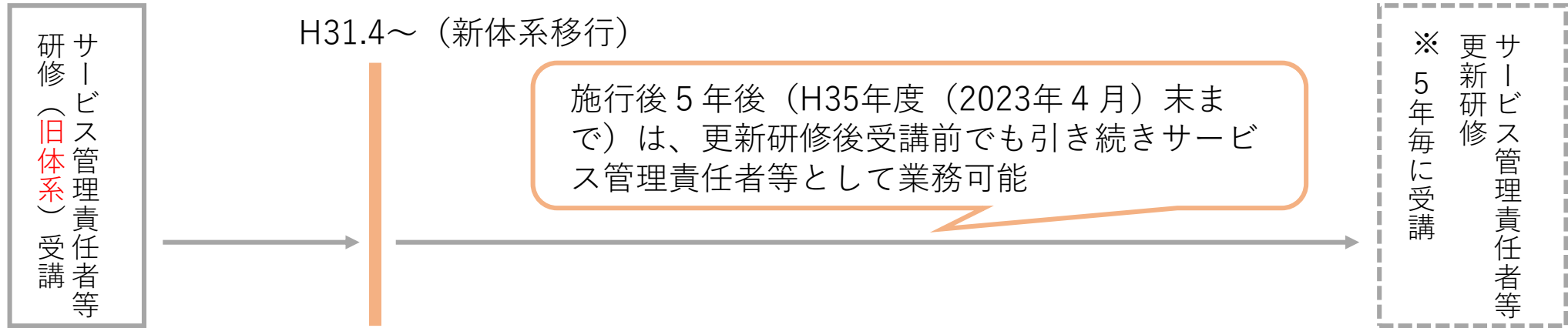
○基礎研修修了後、5年間に事業所において通算して2年以上OJTを行ったもの

○告示に定める期間内（※1）に更新研修の修了者とならなかったもの

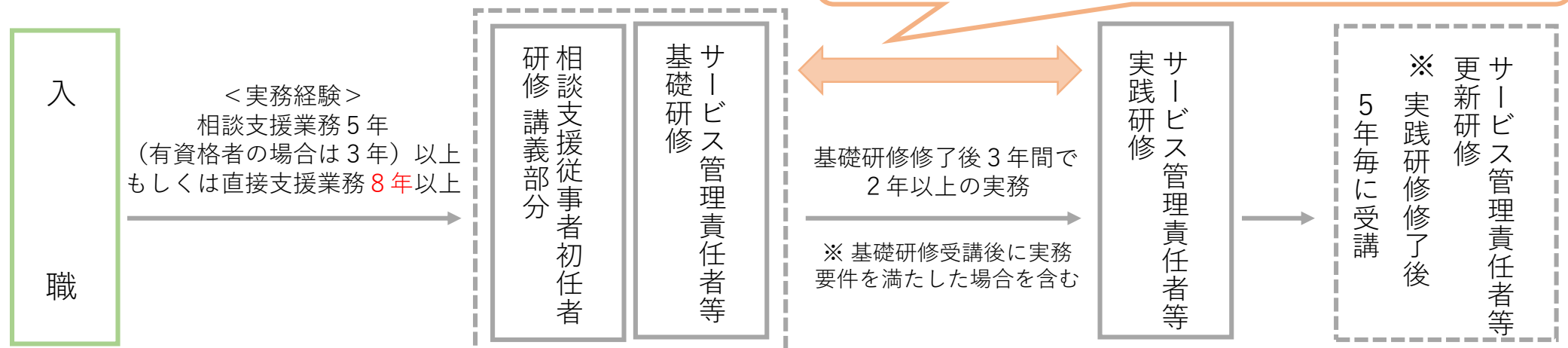
（※1）…新体系によるサビ管等は実践研修修了後5年毎、旧体系によるサビ管等については一律H30年度の実践研修修了者と見なし、H35（2023）年度までに更新研修修了後、5年毎。

サービス管理責任者等の研修見直しに係る経過措置について

① 従前研修受講済みの者について



① 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について ※ H31(2019)～H33(2021)の基礎研修受講者に限る



サービス管理責任者等の更新研修について

【更新研修標準カリキュラム】

区分	科目	時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1時間
講義・演習	サービス提供の自己検証に関する演習	5時間
演習	サービスの質と向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7時間
合計		13時間

H30年度までの旧体系によるすべてのサビ間管等が更新研修を修了しなければならないため、H36(2024)年3月31日までの間は、この科目のみで更新研修を行う(合計6時間)。

【更新研修受講モデル】

実施年度	受講推奨者
H31(2019)	H18, 19年度修了者
H32(2020)	H20, 21, 22年度修了者
H33(2021)	H22, 23, 24年度修了者
H34(2022)	H25, 26, 27年度修了者
H35(2023)	H28, 29, 30年度修了者

※ 計画的に更新を行うため、表のとおり受講推奨者を設定し、優先的にご案内する予定です。定員に満たない場合は該当年度修了者以外も受講可とします。

①H30(2018)年度までの研修修了者

・旧体系によるサビ管等はすべて H30年度に修了したものとみなす

更新回数	受講期間
1回目	2019~2023
2回目	2024~2028
3回目	2029~2033
⋮	⋮

①H31(2019)年度以降の研修修了者

新体系によるサビ管等 (H31(2019)年度に修了した場合)

更新回数	受講期間
1回目	2020~2024
2回目	2025~2029
3回目	2020~2024
⋮	⋮